

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

| No. | 案件名称 | 物品種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|--|-------------|----------|--------------|------------|--|----------------------|-----|
| 1 | 平成31年度2500分1精度地図データ 借入 | 158:情報処理用機器 | (株)ゼンリン | 15,303,168 | 平成31年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 | |
| 2 | 平成31年度1万分1精度地図データほか2点 借入 | 158:情報処理用機器 | (株)昭文社 | 2,592,000 | 平成31年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 | |
| 3 | 業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入 | 158:情報処理用機器 | (株)日立製作所 | 515,004,912 | 平成31年4月1日 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項第2号 | W2 | 適用 |
| 4 | 個人市・府民税納税通知書送付用封筒(当初分)料 金後納(郵便区内特別)ほか9点(その2) 買入 | 03:封筒 | ハート(株) | 5,184,064 | 平成31年4月8日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 | G26 | |
| 5 | 空気呼吸器 買入 | 59:消防・防災用品 | 真弓興業(株) | 6,388,200 | 平成31年4月10日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 | |
| 6 | 仮設シャワーユニット 借入 | 19:産業用機器 | (株)タニモト | 2,933,280 | 平成31年4月17日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 | |

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 2500 分 1 精度地図データ 借入

2 契約の相手方

株式会社ゼンリン

3 随意契約理由

本案件は市民からの 119 番通報を受けて、迅速に災害発生地点を特定するために消防情報システムで使用する地図データを借り入れるものである。

そのための要件として、詳細住所（号、番地）や地下街の詳細情報及び居住者名、店舗名が表記されていないと、年に 1 回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件を満たすデータベース用地図データは上記業者が製作している「Zmap-TOWN II」しかなく、中間業者を介さず直接販売（賃貸）されているものである。（直接販売証明書は消防局にて保管）

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6572）

2

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 1 万分 1 精度地図データほか 2 点 借入

2 契約の相手方

株式会社昭文社

3 随意契約理由

本案件は市民からの 119 番通報があった際に、災害現場に最も早く到着する消防隊や救急隊を出動させるための基礎となるものであり、消防隊や救急隊が緊急出場する際の走行ルートや消火栓を決定するための地図として利用されているものである。

そのための要件として、主要道路や交差点名称、ガソリンスタンドなどの目標物が記載され、丁目ごとに色分け表示される等視認性に優れたものでなければならず、かつ年に 1 回以上のデータ更新により最新の地図であることが必要である。

これらの要件をみたすデータベース用地図データは上記業者が製作している「MAPPLE」しかなく、中間業者を介さず、直接販売（賃貸）されているものである。（直接販売証明書は消防局にて保管）

以上の理由から、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6572）

随意契約理由書

1 案件名称

業務系及び庁内情報ネットワーク用電子計算機組織一式 借入

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

大阪市情報通信ネットワーク内で稼動している業務系ネットワーク、庁内情報ネットワーク、基盤間連携ネットワークそれぞれで使用する機器の契約は、ソフトウェアの開発業者とハードウェアを同時に選定する内容で調達を実施し、選定にあたっては提案要請方式により、その評価を行った結果、株式会社日立製作所関西支社と契約を締結し、業務系ネットワーク用機器については平成 8 年 12 月から、庁内情報ネットワーク用機器については平成 14 年 2 月から、それぞれ借入を開始している。

なお、当該機器については、機器調達における本市の要件として、特に、職制改正等に伴う機器設置拠点の改廃や移転等による機器の追加・撤去・交換等に柔軟に対応することが必須となっており、リースによる契約では、機器の撤去・交換に伴う契約変更の際に違約金が発生することから、レンタル契約を選択している。

平成 31 年度においても、引続き当該ネットワーク用機器の借入れを行うものである。大阪市情報通信ネットワークを安定稼働させるためには、障害時における迅速な対応が必要となるため、既存機器を熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要がある。万が一、本庁舎、ATC、区役所等の各庁舎といった主要拠点に設置しているネットワーク用機器を総入れ替えする必要があり、それに伴う機器の環境設定やソフトウェアのインストール、動作確認テスト等といったネットワークの再構築が必要となり、その結果、長期間にわたってネットワークが停止することになる等、本市の各業務に重大な支障をきたすことになる。

また、増設機器についても、既設機器を含めた設計・検証等が必要になるため、大阪市情報通信ネットワークを熟知しているネットワーク保守業者から借入れる必要があり、万が一、ネットワーク保守業者が保守可能な機器を借入しなければ、ネットワークの安定稼働の確保が困難になるとともに、既設機器との接続確認、動作確認テスト等の作業が膨大となる。

したがって、現行機器が実現している性能・品質を背景とした本市の求める業務上の要件を満たし、業務を円滑に進めるためには、上記業者の製品を引続き借入する必要があり、本契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため、これに基づき随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

ICT 戦略室 活用推進担当（電話番号 06-6543-7117）

4

随意契約理由書

1 案件名称

個人市・府民税納税通知書送付用封筒（当初分）料金後納（郵便区内特別）ほか9点（その2）
買入

2 契約の相手方

ハート株式会社

3 随意契約理由

本件は、適正な税務事務の執行に必要となる、納税通知書や督促状等の送付に使用する封筒について買入を行うものである。

納税通知書送付用封筒とは、本市で課税決定を行った納税義務者に対して、納税告知義務を果たすべく、税額や納付期日等が記載された納税通知書を、当該納税義務者に送付する際に必要となる専用の封筒である。

また、納税通知書送付用以外の用途としても、申告書送付用や督促状送付用など、納税義務者に課税状況を適切に申告していただくために用いるもの、滞納者に対して適正な滞納処分を行うために督促状を送付する際に用いる封筒である。

納税通知書については、地方税法第13条（※1）において、文書により告知をしなければならないと定められているため、法第319条の2 3項（※2）に基づき、納税義務者すべてに、納期限まで相当期間を設けたうえで、納税義務者に送付することとなっている。

また督促状についても、法第329条（※3）等に基づき、滞納が発生した場合は、当該滞納者に対して送付することとなっているなど、それぞれの用途において送付することが業務上不可欠なものであり、その送付にあたっては封筒が必要となる。

今般、封筒買入について平成31年3月22日に入札を執行したが、応札がなく不調となった。

（入札参加可能業者にヒアリングを実施したところ、グリーン調達（再生上質紙の調達）が原因により参加できないとの回答有）

本来であれば、再度入札を執行すべきであるが、その場合適正・公平な税務事務を行うことができず、またそれにより、納税義務者である市民に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、契約の相手方が決定するまでの必要最小限の期間に要する封筒を調達するため、「個人市・府民税納税通知書送付用封筒（当初分）料金後納（郵便区内特別）ほか9点（その2） 買入」の随意契約を締結する。

※1 地方税法第13条

地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。

※2 地方税法第319条の2 3項

納税通知書は、遅くとも、納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

※3 地方税法第329条

納税者又は特別徴収義務者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5 担当部署

財政局税務部管理課（管理グループ） 電話番号 06-6208-7773

随意契約理由書

1 案件名称
空気呼吸器 買入

2 契約の相手方
真弓興業株式会社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

空気呼吸器は、火災現場等で煙が充満するなど呼吸が困難な環境で、ボンベ内の空気を吸うことによりその環境下の空気に依存せず、独立した呼吸が可能となるものである。

冬季の災害現場においては、レギュレータが凍結し正常に作動しなくなることがある。原因はレギュレータ内に侵入した冷たい水が、装着者の吸気等による空気の断熱膨張によりさらに冷やされ、凍結に至ってしまうものである。これを防止するため、レギュレータ内の水が排出される構造及び装着者の呼気がレギュレータ内を通りレギュレータ内を温めることで凍結しにくい構造となっているものが必要である。

以上のことから、凍結しにくい構造を有し、当局保有の空気ボンベと互換性があるのは、エア・ウォーター防災㈱製のライフゼムA1-12 OS型のみであるため、上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

当局が指定する上記空気呼吸器（レスクマスク付含む）及びそれに関する消耗品の納入については、関西地区の総代理店である株式会社重松製作所から認定された唯一の販売代理店である真弓興業株式会社以外では履行することが不可能である。

よって上記業者を指名する。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署
消防局警防部警防課（消防装備）（電話番号 06-4393-6556）

随意契約理由書

- 1 案件名称
仮設シャワーユニット 借入
- 2 契約の相手方
株式会社 タニモト
- 3 随意契約理由
 - (1) 機種選定理由
仮設シャワーユニットは、G20 サミット消防対策室が警戒本部又は進駐拠点として借り入れる施設の中で、浴室未設置の施設を対象に借り入れるものである。
当局の仮設庁舎等における仮設シャワーユニットは、通常、既存配管を切断・分岐し、分岐後の新設配管を敷設後、シャワーユニットに接続するタイプを採用しているが、今回、シャワーユニットを設置する施設は、消防局所有の施設ではなく、また、借入期間も短期間（7日間）であることから既存の配管等設備を切断・分岐せずに使用できるシャワーユニットが必要となる。
以上のことを踏まえて市場調査を実施した結果、これらの借入条件を満たすことができるのは、株式会社タニモト製緊急災害用シャワーシリーズ エンカレッジ型～型のみである。
 - (2) 業者選定理由
当局が指定する上記製品の借入について、株式会社タニモトは、代理店等他社への販売は行っていないため株式会社タニモト以外で本契約を履行することは不可能である。
よって上記業者を指名する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6154）